

令和7年5月28日

各都道府県

宗教法人事務主管課 御中

文化庁宗務課

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力のお願いについて
(依頼)

平素から宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードについては、これまでもデジタル庁等からの依頼を受けて、宗教法人に対し、職員等に積極的な活用を呼びかける旨の周知をお願いしてきたところです。

この度、マイナンバーカードの有効申請枚数が1億1千枚を超え(令和7年2月28日現在)、今後はカードの利便性が求められるところ、今般、改めてデジタル庁等から別添のとおり、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知についての依頼がありました。

つきましては、当該依頼を踏まえ、以下の文化庁ホームページに関連資料を掲載し、宗教法人に対して周知することとしましたので、貴都道府県におかれても所轄する宗教法人に対して、適切な方法等により周知いただきますようお願い申し上げます。

【文化庁ホームページ】

<https://stg.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93721501.html>

【本件に係る問い合わせ先】

文化庁宗務課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3038）

E-mail：syuumu@mext.go.jp